

京都市老人医療費支給条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成17年 8月 1日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第 39号

京都市老人医療費支給条例施行規則等の一部を改正する規則

(京都市老人医療費支給条例施行規則の一部改正)

第1条 京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の4第1項中「附則第34条第5項」を「附則第34条第4項」に、「商品先物取引」を「先物取引」に改める。

第4号様式注以外の部分、第11号様式注以外の部分並びに第12号様式注及び備考以外の部分中「受給者証記号番号」を「受給者番号」に改める。

(京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条の3第1項中「附則第34条第5項」を「附則第34条第4項」に、「商品先物取引」を「先物取引」に改める。

(京都市母子家庭等医療費支給条例施行規則の一部改正)

第3条 京都市母子家庭等医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「附則第34条第5項」を「附則第34条第4項」に、「商品先物取引」を「先物取引」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)